

議員提出議案第 3 号

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める
意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 30 年 9 月 4 日

渋川市議会議長 茂 木 弘 伸 様

提出者 議会運営委員会
委員長 望 月 昭 治

別紙

議員提出議案第3号

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める
意見書

群馬大学医学部附属病院（以下「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学を挙げたガバナンスの強化など、さまざまな改革を徹底して進めている。こうした再発防止のための取り組みの実績は、外部委員で構成される病院監査委員会においても高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年5月31日に厚生労働大臣宛て特定機能病院の再承認の申請を行ったところである。

群大病院は、難治性疾患を含むさまざまな症例の患者を受け入れ、最先端の高度医療を提供してきたが、特定機能病院としての取り扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来している。

また、このような状況は、若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、臨床研修医の採用数が大きく減少するなど、極めて厳しい状況を生じさせているところである。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たすことができない場合には、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねない。

については、安全で安心できる市民生活を維持確保するために、国においては、群大病院について、特定機能病院として早期の再承認を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

渋川市議会議長 茂 木 弘 伸

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

厚生労働大臣

内閣官房長官